

答 申

1 審査会の結論

埼玉県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成28年11月22日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年11月11日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「新都心の小児医療センター新病院の建設着工において実施された、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「当該家屋」という。）の事前調査及び事後調査（以下「家屋調査」という。）を実施した際の書面と家屋調査の立会い確認で提出した書類」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として「調査経緯書（家屋番号〇〇 〇〇月〇〇日）」、「調査確認書（家屋番号〇〇 〇〇月〇〇日）」、「建築物に関する調査報告書（No. 〇〇 〇〇月〇〇日）」、「調査経緯書（家屋番号〇〇 〇〇月〇〇日）」、「事後調査確認書（家屋番号〇〇 〇〇月〇〇日）」及び「建築物に関する調査報告書（No. 〇〇 〇〇月〇〇日）」の6件の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、平成28年11月22日付けで、「調査員の氏名」、「調査確認者の住所、氏名、電話番号、印影」及び「調査概要」を条例第10条第1号に該当するため不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、平成29年3月7日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すとの裁決を求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

実施機関は、平成25年12月から平成28年12月にかけて、さいたま新都心で本件工事を行った。

大規模工事等の周辺への影響が懸念される工事の場合は、法令上の定めはないが、家屋調査を実施し、工事による周辺家屋への影響の有無を確認する。本件工事は地上13階、延床面積約67,000平米という大規模工事であり、周辺への影響が懸念されたことから、家屋調査の実施を決定した。実施機関は工事契約書の仕様書の中で家屋調査の実施とその範囲について指示し、施工者が家屋調査を実施した。

本件対象文書は、施工者が当該家屋の家屋調査を実施した際に作成され、実施機関に提出されたものである。

なお、共同住宅等の家屋調査については、事前に管理者と調査方法について協議して進めるが、通常は共用部分の調査を行うことで家屋への影響が確認できるため、個別住戸の調査は行っていない。

(2) 本件処分の理由について

本件対象文書のうち、「調査員の氏名」及び「調査確認者の住所、氏名、電話番号、印影」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するため不開示とした。

また、「調査概要」については、建物や敷地の工事前後の状況等が記載されており、個人の財産状態に関する情報であることから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第10条第1号に該当するため不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求の趣旨である「本件処分を取り消すとの裁決を求める。」については、開示しない情報が個人に関する情報であって特定の個人を識別できるほか、個人の財産状態に関する情報であって個人の権利利益を害するおそれがあることから、条

例第10条第1号に該当する不開示情報であるため、否認する。

理由1については、不知である。

理由2については、平成28年12月7日に部分開示済みである。

理由3については、本件審査請求の対象ではないことから否認する。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件工事の際に、当該家屋において実施された家屋調査に係る文書である。

家屋調査は、発注者である実施機関が任意に実施を決定するものであり、法令上の定めはない。本件工事は大規模工事であり、周辺への影響が懸念されたため、実施機関は家屋調査を実施することとし、埼玉県建設工事標準請負契約書及び埼玉県建設工事標準請負契約約款に基づき、仕様書の中で家屋調査の実施とその範囲について施工者に指示した。施工者は、家屋調査を行い、本件対象文書を作成し、実施機関に提出した。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件処分において「調査員の氏名」、「調査確認者の住所、氏名、電話番号、印影」及び「調査概要」を条例第10条第1号に該当するとして部分開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。そこで、当審査会は、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

(3) 条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

条例第10条第1号に定める「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項に関する事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

本件処分における不開示情報のうち、「調査員の氏名」及び「調査確認者の住所、氏名、電話番号、印影」については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められ、また、「調査概要」については、建物や敷地の工事前後の状況等が記載されており、個人の財産状態という個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

また、実施機関の説明により、「調査員の氏名」及び「調査確認者の住所、氏名、電話番号、印影」は公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないこと、及び、「調査概要」には許可なく立ち入ることができない箇所について記載されていることを確認した。

したがって、本件処分における不開示情報はいずれも条例第10条第1号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハには該当しない。

よって、実施機関が本件処分における不開示情報について、条例第10条第1号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(4) その他

実施機関は「事後調査確認書（家屋番号〇〇 〇〇月〇〇日）」では調査確認者の家屋調査結果に対する認識が記載されている部分を開示している一方で、「建築

物に関する調査報告書（No. ○○ ○○月○○日）」では、調査員の家屋調査結果に対する認識が記載されている「調査概要」を不開示としている。作成者は異なるが、家屋調査結果に対する認識という点では同一の分野の情報ということができ、開示・不開示の判断が異なることに合理的な理由を見いだすことができず、整合性を欠いていることは否めない。公文書の開示決定等に当たっては、対象文書の内容を精査し、対象文書の開示・不開示の判断の整合性を図るべきであることを付記する。

なお、審査請求人は、共用部分だけでなく個別住戸についても家屋調査を実施するよう主張するが、当審査会は条例に基づく本件処分の妥当性について審議を行うものであり、当該主張については判断する立場にない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

市川 直子、甲原 裕子、宮原 均

審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年 7月 5日	諮問（諮問第293号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成29年 7月26日	実施機関から意見聴取及び審議（第三部会第126回審査会）
平成29年 9月27日	審査請求人から口頭意見陳述聴取及び審議（第三部会第127回審査会）
平成29年10月25日	審議（第三部会第128回審査会）
平成29年11月22日	審議（第三部会第129回審査会）

平成29年12月20日	審議（第三部会第130回審査会）
平成30年 2月22日	答申